

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 7件 |
| 厚生年金関係 | 7件 |

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成11年7月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成11年6月の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月30日から同年7月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成11年6月30日となっていたが、解雇予告通知書の解雇年月日は同年6月30日であり、同年6月分の給与支給明細書で厚生年金保険料が控除されているので、資格喪失日を同年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言により、申立人は、A社において、継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人の所持する給与明細書によると、平成11年6月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日については、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成11年6月30日）以降の平成11年7月8日付けで、当初の被保険者資格の喪失日（同年7月1日）の記録が取り消され、同年6月30日に遡って喪失した記録とされており、元同僚5人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、当該事業所は申立期間当時、法人事業所であり、雇用保険の加入記録により複数の従業員が在籍していたと推認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成 11 年 6 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正前の記録どおり、同年 7 月 1 日であると認められる。

なお、平成 11 年 6 月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録から、17 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月22日から同年12月1日まで

C社の本社に入社後、すぐに同社D支店に異動となり、E課で仕事をしていた。途中、退職をすることもなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日について、オンライン記録によれば、申立人と同様に、昭和40年10月22日にC社で被保険者資格を喪失し、同年12月1日にA社で被保険者資格を取得した同僚が9人確認できるところ、このうち複数の同僚は、「C社の本社に入社後、すぐに同社D支店に異動した。」と述べていることを踏まえると、申立人のA社における資格取得日を、C社における資格喪失日と同日の同年10月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権限が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月22日から同年12月1日まで
C社の本社に入社し、同社D支店で勤務していた。途中、退職をすることはなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日について、オンライン記録によれば、申立人と同様に、昭和40年10月22日にC社で被保険者資格を喪失し、同年12月1日にA社で被保険者資格を取得した同僚が9人確認できるところ、このうち複数の同僚は、「C社の本社に入社後、すぐに同社D支店に異動した。」と述べていることを踏まえると、申立人のA社における資格取得日を、C社における資格喪失日と同日の同年10月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権限が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月22日から同年12月1日まで
C社への入社時から、同社D支店で勤務をしていた。途中、退職をすることはなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日について、オンライン記録によれば、申立人と同様に、昭和40年10月22日にC社で被保険者資格を喪失し、同年12月1日にA社で被保険者資格を取得した同僚が9人確認できるところ、このうち複数の同僚は、「C社の本社に入社後、すぐに同社D支店に異動した。」と述べていることを踏まえると、申立人のA社における資格取得日を、C社における資格喪失日と同日の同年10月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権限が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月22日から同年12月1日まで

C社の本社に入社後、すぐに同社D支店に異動となり、E課で仕事をしていた。途中、退職をすることはなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日について、オンライン記録によれば、申立人と同様に、昭和40年10月22日にC社で被保険者資格を喪失し、同年12月1日にA社で被保険者資格を取得した同僚が9人確認できるところ、このうち複数の同僚は、「C社の本社に入社後、すぐに同社D支店に異動した。」と述べていることを踏まえると、申立人のA社における資格取得日を、C社における資格喪失日と同日の同年10月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権限が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

昭和40年4月、A社に入社し、41年3月に退社するまで、C業務の仕事に従事していた。申立期間は、会社が分社化した時期であったが、勤務地や仕事の内容も変わらず継続して勤務していたので、1か月間厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、A社及びその関連会社であるD社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した同僚数十人に同様な被保険者期間の欠落がみられることから、事業主の届出誤りが推認され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和40年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和44年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

昭和44年4月頃、A社C工場からB工場へ転勤したが、同年3月の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることが分かった。同一企業に継続して勤務していたので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、人事異動記録及び事業主の証言等から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和44年3月31日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和44年4月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、A社B工場の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書において、申立人の資格取得日が昭和44年4月1日と記録されていることから、事業主が同日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。